

広島県告示第四百七十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によって、平成十一年広島県告示第千十七号で認可した都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和五年三月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 施行者の名称

福山市

二 都市計画事業の種類及び名称

備後圏都市計画公園事業

六・五・八〇一号 竹ヶ端運動公園

三 事業施行期間

令和五年三月二十日から令和七年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

変更なし

使用の部分

変更なし